

建設リサイクル法 質疑応答集（案）

国土交通省建設業課

本質疑応答集の位置付け

本質疑応答集は、建設リサイクル法に関してこれまでに寄せられた質疑のうち、代表的なものについて基本的な考え方を示したものです。

建設工事には非常に多種多様なものがあるため、本質疑応答集が全てをカバーしているわけではありませんが、個々の事例については本質疑応答集に示された基本的な考え方を踏まえて個別に判断いただくと幸いです。

なお、本質疑応答集の内容は、今後必要に応じて変更される場合がありますから注意してください。

語句の定義

本質疑応答集では、建設リサイクル法で用いられている定義をそのまま準用しています。なお、便宜上建設リサイクル法で用いられていない用語を使用しているものは以下のとおりです。

建設リサイクル法での用語	本質疑応答集での用語
建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの	建築物の修繕・模様替等工事
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等	建築物以外の工作物の工事
建築物以外のもの	建築物以外の工作物

第2条関係

(建設資材の定義)

Q1 伐採木やコンクリート型枠、梱包材等は分別解体等・再資源化等の対象となるのか？

法第2条第1項において、建設資材とは「土木建築に関する工事に使用する資材」と定義されており、伐採木、伐根材、梱包材等は建設資材ではないので、建設リサイクル法による分別解体等・再資源化等の義務付けの対象とはならない。

また、特定建設資材のリース材（例えば木製コンクリート型枠等）については、工事現場で使用している間は建設資材であるものの、使用後リース会社に引き取られる場合は、建設資材廃棄物として排出されるものではない。このため、対象建設工事となる工事現場から直接廃棄物として排出される場合は、分別解体等・再資源化等が必要であるが、リース会社から廃棄物として排出される場合は、分別解体等・再資源化等の義務付け対象とはならない。

なお、分別解体等・再資源化等の義務付け対象とならないものについても、廃棄物処理法の規定に従って適正な処理が必要である。

Q2 建設資材を材木工場等でプレカットする場合も分別解体等・再資源化等の対象となるのか？

建設資材を材木工場等においてプレカットする行為は、建設工事に該当しないので、分別解体等・再資源化等の義務付け対象とはならない。

(建設工事の定義)

Q3 ボーリング調査など調査業務で道路のアスファルトを削る場合も対象建設工事となるのか？

これらは建設工事に当たらないので対象建設工事にはならない。

(建設資材廃棄物の定義)

Q4 廃棄物になるかならないかはどのように判断すればいいのか

廃棄物処理法の規定に基づいて判断すればよい。

参考：廃棄物処理法

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、污泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック

類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の三第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

6 この法律において「電子情報処理組織」とは、第十三条の二第一項に規定する情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、第十二条の三第一項に規定する事業者、同条第三項に規定する運搬受託者及び同条第四項に規定する処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

参考：廃棄物処理法施行令

（産業廃棄物）

第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

一 紙くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る。）

二 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）

三 繊維くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）

四 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物

四の二 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第二条第二項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第一項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第六号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第一号に規定する食鳥に係る固形状の不要物

五 ゴムくず

六 金属くず

七 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず

八 鋳さい

九 工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物

十 動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る。）

十一 動物の死体（畜産農業に係るものに限る。）

十二 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設、ダイ

オキシシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設（ダイオキシシン類（同条第一項に規定するダイオキシシン類をいう。以下同じ。）を発生し、及び大気中に排出するものに限る。）又は次に掲げる廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設によつて集められたもの

イ 燃え殻（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第七号及び第十号、第三条第三号ヲ並びに別表第一を除き、以下同じ。）

ロ 汚泥（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第五号ロ（１）、第八号及び第十一号、第三条第二号ホ、第三号ヘ及び第四号イ並びに別表第一を除き、以下同じ。）

ハ 廃油（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号ハ及び別表第五を除き、以下同じ。）

ニ 廃酸（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号ハを除き、以下同じ。）

ホ 廃アルカリ（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号ハを除き、以下同じ。）

ヘ 廃プラスチック類（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第五号ロ（５）を除き、以下同じ。）

ト 前各号に掲げる廃棄物（第一号から第三号まで及び第五号から第九号までに掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴つて生じたものに限る。）

十三 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、前各号に掲げる廃棄物（第一号から第三号まで、第五号から第九号まで及び前号に掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴つて生じたものに限る。）又は法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの廃棄物に該当しないもの

なお、廃棄物であるか否かの判定に当たっては、以下の総合判断説を採用しており、この解釈は最高裁判所の見解においても示されているので注意が必要である。

平成 12 年 7 月 24 日

厚生省水道環境部環境整備課長通知

- ①廃棄物とは、占有者自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の手扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。
- ②占有者の意思とは、客観的要素からみて社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思であること。
- ③占有者において自ら利用し、又は他人に有償で売却することができるものであると認識しているか否かは、廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素になるものではないこと。
- ④占有者において自ら利用し、又は他人に有償で売却することができるものであるとの認識がなされている場合には、占有者にこれらの事情を客観的に明らかにさせるなどして、社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思を判断すること。

（分別解体等の定義）

Q 5 解体工事の実施に当たり、現場ではミンチ解体を行って別の場所で分別してはいけないのか？

法第 2 条第 3 項において、分別解体とは、解体工事の場合「建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為」と定義されており、現場で分別しつつ解体工事を行うことが必要である。

(建築物等の定義)

Q 6 建築物に該当するかどうかはどのように判断すればいいのか？

建築基準法第2条第1号に規定する建築物に該当するものについては建築物として取り扱う。

建築基準法第2条

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

（以下略）

Q 7 建築物以外の工作物とは何を指すのか？

土木工作物、木材の加工又は取り付けによる工作物、コンクリートによる工作物、石材の加工又は積方による工作物、れんが・コンクリートブロック等による工作物、形鋼・鋼板等の加工又は組み立てによる工作物、機械器具の組み立て等による工作物及びこれらに準ずるものなどが該当する。

Q 8 フェンスやブロック塀は建築物となるのか？

建築物本体に付属するフェンスやブロック塀は建築物となるが、建築物本体に付属していないフェンスやブロック塀は建築物以外の工作物となる。

Q 9 建築設備は建築物と考えるのか建築物以外の工作物と考えるのか？

建築設備は建築基準法第2条第1号の建築物の定義において、「建築設備を含むものとする」とされているため、建築物として扱う必要がある。

Q 10 水道管やガス管などは、建築設備と建築物以外の工作物の境界はどこになるのか？

建築物の敷地内の部分については建築設備、敷地外の部分については建築物以外の工作物と考えればよい。

(解体工事の定義)

Q 11 解体工事とは何を指すのか？

① 建築物

建築物のうち、建築基準法施行令第1条第3号に定める構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事。

建築基準法施行令第1条第3号

第一条 この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(中略)

三 構造耐力上主要な部分 基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）、で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。

(以下略)

② 建築物以外の工作物

建築物以外の工作物の全部又は一部を取り壊す工事。

Q12 リフォーム工事は解体工事か？ また、解体工事業者の登録は必要か？

リフォーム工事の定義が定かではないが、建築物の構造耐力上主要な部分である壁や柱等を取り壊す工事を伴う場合は解体工事となるため、解体工事業者の登録は必要となる。

(再資源化の定義)

Q13 再資源化とは何を指すのか？

法第2条第4項において、再資源化とは、

- ・ 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為
- ・ 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為

とされており、例えば木材の場合ボード化まで行わなくても、ボード化を前提としたチップ化であれば原材料として利用できるため、チップ化することで再資源化を行ったこととなる。また同様に熱回収を前提とした木材のチップ化も再資源化に含まれる。ただし最初から単なる焼却を前提にチップ化することは再資源化には当たらない。

Q14 熱を得ることに利用することができる状態にするとは何を指すのか？

少なくとも、以下の3つの条件を全て満たすことが必要である。

- ・ 原則として熱を得て、その熱を何らかに利用することを目的としているものであり、熱を何らかに利用するための設備を有していること。
- ・ 廃棄物処理法第12条第1項の規定による産業廃棄物処理基準に従う焼却であること。
- ・ 廃棄物処理法及びダイオキシン特措法の対象施設である場合には、当該規制を満足する施設であること。

上記に基づき、以下に例を挙げる。

- ・ 廃棄物発電での利用
- ・ セメント工場での助燃材として利用
- ・ ボイラー燃料としての利用

なお、逆有償で利用される場合も再資源化に含まれるが、その際には利用先で廃棄物処理法の適用があることに留意のこと。

木材の焼却関係の規定

廃棄物処理法

（焼却禁止）

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

廃棄物処理法施行令

（産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第六条（略）

- 二 産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たっては、次によること。

イ 第三条第一号イ及びロ並びに第二号イの規定の例によること。

（略）

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第三条（略）

- 二 一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）又は再生に当たっては、前号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ 一般廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。

（略）

（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

第十四条 法第十六条の二第三号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

廃棄物処理法施行規則

（一般廃棄物を焼却する焼却設備の構造）

第一条の七 令第三条第二号イの環境省令で定める構造は、次のとおりとする。

- 一 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏八百度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- 二 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- 三 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
- 四 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。
- 五 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。

（特定建設資材の定義）

Q 15 モルタルや木質ボードは特定建設資材となるのか？

特定建設資材の範囲は、以下のとおりとする。

分類	例示
特定建設資材であるもの	木材（繊維板等を含む）、コンクリート、アスファルト・コンクリート等
特定建設資材ではないもの	モルタル、アスファルト・ルーフィング等

（具体例）

資材名	規格	判定	特定建設資材
P C 版	JIS A 5372	○	コンクリート及び鉄から成る建設資材
無筋コンクリート、有筋コンクリート		○	コンクリート
コンクリートブロック	JIS A 5406	○	コンクリート
コンクリート平板・U字溝等二次製品		○	コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材
コンクリート製インターロッキングブロック		○	コンクリート
間知ブロック		○	コンクリート
テラゾブロック	JIS A 5411	○	コンクリート

軽量コンクリート		○	コンクリート
レジンコンクリート		×	
セメント瓦	JIS A 5401	×	
モルタル		×	
A L C版	JIS A 5416	×	
窯業系サイディング（押し出し形成版）	JIS A 5422	×	
普通れんが	JIS R 1250	×	
繊維強化セメント板（スレート）	JIS A 5430	×	
粘土瓦	JIS A 5208	×	
タイル		×	
セメント処理混合物・粒度調整碎石・再生粒度調整碎石・クラッシャラン・再生クラッシャラン		×	
アスファルト混合物・再生加熱アスファルト混合物・改質再生アスファルト混合物		○	アスファルト・コンクリート
アスファルト処理混合物・再生加熱アスファルト処理混合物		○	アスファルト・コンクリート
アスファルト・ルーフィング		×	
木材		○	木材
合板	JAS	○	木材
パーティクルボード	JIS A 5908	○	木材
集成材（構造用集成材）	JAS	○	木材
繊維板（インシュレーションボード）	JIS A 5905	○	木材
繊維板（M D F）	JIS A 5905	○	木材
繊維板（ハードボード）	JIS A 5905	○	木材
木質系セメント板（木毛・木片）	JIS A 5404	×	
竹		×	
樹脂混入木質材（ハウスメーカー製品）		×	

○：特定建設資材

×：特定建設資材ではないもの

Q 1 6 モルタルだけを使用する工事は、対象建設工事になるのか？

モルタルだけを使用する工事は、対象建設工事にはならない。

Q 1 7 パーティクルボードだけを使用する工事は、対象建設工事になるのか？

パーティクルボードだけを使用する工事は、その規模が建設工事の規模に関する基準以上の工事であれば対象建設工事となる。

Q 1 8 建築物等を新築する際に現場で使用せず持ち帰ったコンクリートも、分別解体等・再資源化等の対象となるのか？

現場で使用しなかったコンクリートをコンクリート会社が持ち帰った場合は、特定建設資材にはならないが、対象建設工事となる工事現場で直接排出される場合には、特定建設資材として分別解体等・再資源化等が義務付けられる。

第 6 条関係

(発注者の責務)

Q 1 9 費用の適正な負担とは何を指すのか？

分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が適切に実施されるためには、発注者からそれらに要する費用が受注者に適切に支払われ、分別解体等や再資源化等の実施が資金面から支えられることが重要である。

「費用の適切な負担」とは、発注者が負担する額の絶対的水準を問題とするものではなく、発注者の費用負担がその額も含め当事者双方の適正な合意に基づいて行われることを意味するものである。すなわち、請負代金額の決定が見積りや協議等を経て当事者双方の対等な立場における合意に基づいて適正に行われ、当該決定に係る額の代金が適正に支払われることをいうものである。

第 9 条関係

(分別解体等実施義務)

Q 2 0 わずかしか特定建設資材廃棄物が発生しないような工事も対象となるのか？

特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設工事の規模に関する基準以上のものであれば、特定建設資材廃棄物の発生量に係わらず対象建設工事となる。

Q 2 1 コンクリート及び鉄から成る建設資材については、コンクリートと鉄を分離する必要があるのか？

必ずしも工事現場で全てを分離する必要はないが、再資源化等をするための施設における受入れ条件等を勘案し、可能な限り現場で分離することが望ましい。

(自主施工者)

Q 2 2 建設会社が自社ビルを請負契約によらずに自ら新築・解体等する場合は、自主施工と考えてよいのか？

よい。なお自主施工者が施工する対象建設工事については分別解体等実施義務のみ課せられているが、再資源化等義務についても可能な限り果たすよう努力することが必要である。なお、工事の一部を他社に請け負わせる場合は、自主施工には該当しない。

Q 2 3 所有者が知人等に無償で解体工事を実施してもらう場合、自主施工と考えてよいのか。また、その知人等は解体工事業者の登録が必要か？

請負契約を締結しないならば、自主施工として扱ってよい。また、解体工事業を営もうとするものでなければ解体工事業者の登録は不要。なお、自主施工であっても対象工事規模以上であるならば法第 10 条の届出は必要である。

(対象建設工事の考え方)

Q 2 4 解体工事のうち、対象建設工事となる工事はどのようなものか

① 建築物

建設リサイクル法による対象建設工事となる建築物の解体工事は、特定建設資材を用いた建築物に関する解体工事であって、建築物の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第 1 条第 3 号）の全部又は一部について、床面積の合計で 80 m²以上を解体する工事である。

また、構造耐力上主要な部分を解体する工事であっても、柱・壁等床面積の測定できない部分のみを解体する場合は、床面積をゼロとしてもよい。

建築物の一部を解体する工事であっても、構造耐力上主要な部分の解体を行わない工事については、建築物の修繕・模様替等工事として取り扱う。

なお、主たる他の工事の実施に伴う附帯工事として構造耐力上主要な部分を解体する場合にあっても、特定建設資材を用いた建築物に関する解体工事であって、建築物の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第 1 条第 3 号）の全部又は一部について、床面積の合計で 80 m²以上を解体する工事であれば、対象建設工事となる。

② 建築物以外の工作物

建設リサイクル法による対象建設工事となる建築物以外の工作物の解体工事は、特定建設資材を用いた建築物以外の工作物に関する解体工事であって、請負金額が 500 万円以上となる工事である。

Q 2 5 建築設備が対象建設工事となるのかどうかはどう判断すればいいのか？

建築設備については、建築物として扱うものの建築基準法という構造耐力上主要な部分にあてはまらないため、建築設備単独で行う工事については全て修繕・模様替等工事とみなし請負金額が 1 億円以上であれば対象建設工事となる。

ただし、建築物本体と建築設備の新築工事又は解体工事を一つの工事として併せて発注する場合については、建築物本体が対象建設工事であれば建築設備に係る部分についても新築工事又は解体工事として対象建設工事になるので注意が必要である。

工事の種類	発注形態	工事契約の内容	対象建設工事の規模の基準
新築工事	一括発注	建築物の新築工事 (設備工事を含む)	500 m ² 以上 (設備工事を含む)
	分割発注	建築物本体の新築工事	500 m ² 以上
		新築に伴う設備の新設	請負金額 1 億円以上

修繕・模様替等工事	一括発注	建築物の修繕・模様替等工事 (設備工事を含む)	請負金額 1 億円以上 (設備工事を含む)
	分割発注	建築物の修繕・模様替等工事	請負金額 1 億円以上
		設備工事 (設備の維持修繕、更新、新設、撤去)	請負金額 1 億円以上
	設備単独発注	設備工事 (設備の維持修繕、更新、新設、撤去)	請負金額 1 億円以上
解体工事	一括発注	建築物の解体工事 (設備撤去を含む)	床面積 80 ㎡以上 (設備工事を含む)
	分割発注	設備の撤去	請負金額 1 億円以上
		建築物本体のみの解体	床面積 80 ㎡以上

※設備単独発注工事とは、既存建築物の設備の維持修繕、更新、新設、撤去のことをいう。

Q 2 6 対象建設工事となるかならないか、詳細はどのように判断すればいいのか？

① 発注者又は受注者が異なる場合

発注者又は受注者が異なる工事は、当然契約も別契約であるので、契約単位ごとに対象建設工事となるかどうかを判断する。

② 発注者も受注者も同じ場合

工事箇所	契約	判断基準
別の工事箇所	同一契約	1 箇所あたりの工事ごとに対象建設工事であるかどうか判断
	別契約	
同一工事箇所	同一契約	全体の工事規模で判断
	別契約	施行令第 2 条第 2 項ただし書きの正当な理由に該当するかどうかで判断

なお、建築物以外の工作物の工事で同一路線上において複数の箇所の工事を行う場合（道路工事等）は、一連の工事単位ごとに判断する。

③ 工種について

複数の工種（建築物の解体工事、建築物の新築・増築工事、建築物の修繕・模様替等工事、建築物以外の工作物の工事）にまたがる工事の場合は、それぞれの工種単位で対象建設工事であるかどうかを判断する。

ただし、建築物の修繕・模様替等工事については、建築物の新築工事又は建築物の解体工事と同一契約により行う工事については、建築物の修繕・模様替等工事に係る部分も含めて、工事全体を建築物の新築工事又は建築物の解体工事として扱うこととする。

④ 下請工事の扱いについて

元請工事が対象建設工事であれば、その下請工事は規模の如何に関わらず全て対象建設工事である（ただし、特定建設資材を扱わない下請工事を除く）。

(具体例)

工事内容	扱い
同じ場所に 100 ㎡の住宅を 10 戸同一業者と一の契約により新築する場合	対象建設工事
同じ場所で 100 ㎡の住宅の解体工事と請負金額が 100 万円の擁壁の解体工事を同一業者と一の契約により同時に行う場合	住宅の解体のみ対象建設工事
同じ場所で 100 ㎡の住宅の解体工事と請負金額が 700 万円の擁壁の解体工事を同一業者と一の契約により同時に行う場合	住宅の解体も擁壁の解体も対象建設工事
100 ㎡の住宅を解体し、同じ場所に 100 ㎡の住宅の新築工事を同一業者と一の契約により行う場合	住宅の解体のみ対象建設工事
全国各地の全て異なる場所に、同一契約により 1 箇所当たり 100 万円の看板を 100 箇所設置する場合	対象建設工事ではない

Q 2 7 単価契約で工事を実施する場合は対象建設工事となるのか？

単価契約による工事については、工事を実施する度に、一箇所で行う工事あるいは一連の道路上などで行う工事の規模が、建設工事の規模に関する基準以上であれば、対象建設工事となる。

Q 2 8 請負契約ではなく委託契約で解体工事を発注した場合は、分別解体等の義務は免除されるのか？

契約形態の如何を問わず、建設工事の完成を請け負う工事で対象建設工事の基準を満たす工事については、全て対象となるため、免除されない。

Q 2 9 建築物本体は既に解体されており、建築物の基礎・基礎ぐいのみを解体する場合は対象建設工事となるのか？

建築物の本体が既に解体され相当の期間が経過した後に、基礎・基礎ぐいのみを解体する場合は、基礎・基礎ぐいは建築物以外の工作物として扱い、特定建設資材を用いた基礎・基礎ぐいに係る解体工事であって請負金額が 500 万円以上であれば対象建設工事となる。

これは、既に建築物本体が解体されている場合には、基礎・基礎ぐいのみでは建築物とはいえないため、このような取扱いを行うものであり、基礎・基礎ぐいのみの解体工事を行う場合においても、建築物本体の解体工事と連続してあるいは短期間のうちに分離発注によって施工する場合には、基礎・基礎ぐいについても建築物として取扱い、直上の階の床面積が 80 ㎡以上であり、かつ特定建設資材を用いた基礎・基礎ぐいであれば対象建設工事となる。

Q 3 0 コンクリートのはつり工事や造園工事は対象建設工事となるのか？

コンクリートのはつり工事や造園工事は建設工事であるが、建築物の新築工事や解体工事、修繕・模様替等工事のどの工事に伴って行うかで対象建設工事に該当するか、それぞれの規模の基準により個別に判断する必要があるため、具体的には都道府県の窓口を確認されたい。

Q 3 1 特定建設資材（コンクリート）を用いた鉄骨造の建築物で、上屋部分（鉄骨しかない）のみを解体する場合、届出は必要か？

届出は必要。基準を超える規模の特定建設資材を用いた建築物を解体する工事は、特定建設資材廃棄物の発生量に関わらず対象建設工事となるため。届出の際は、別表の廃棄物発生見込量をゼロと記入して提出する。

Q 3 2 門・塀の解体工事は、建築物の解体工事となるのか？

門・塀については、建築基準法の規定により建築物に付属するものについては建築物として扱うこととされている。

よって、建築物に付属する門・塀については建築物として取扱い、建築物に付属しない門・塀については建築物以外の工作物として取扱う必要がある。

なお、建築物に付属する門・塀のみの解体工事を行う場合にはこれらが構造耐力上主要な部分に該当しないため、修繕・模様替等工事として取り扱う。

（正当な理由）

Q 3 3 離島で行う工事についても分別解体等、再資源化等は必要か？

当該離島内に、再資源化を行う施設が全くない場合は、対象建設工事であっても法第9条第1項の「正当な理由」に該当するものとして取り扱ってよい。この場合は、分別解体等、再資源化等実施義務は免除されるが、可能な限り分別解体等、再資源化等に努めることが重要である。

またこのような場合についても、廃棄物については廃棄物処理法に基づいて適正に処理する必要がある。

Q 3 4 法第9条第1項の「正当な理由」とはどんな場合か？

- ・有害物で建築物が汚染されている場合
- ・災害で建築物が倒壊しそうな場合等、分別解体を実施することが危険な場合
- ・災害の緊急復旧工事（単なる災害復旧工事は除く）など緊急を要する場合
- ・ユニット型工法等、工事現場で解体せずともリサイクルされることが廃棄物処理法における広域認定制度により担保されている場合

などが該当すると考えられる。具体的には個々の事例に則して個別に判断が必要となるので、都道府県等の窓口相談されたい。

(分別解体等に係る施工方法に関する基準)

Q 3 5 施行規則第2条第3項ただし書の「建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難い場合」とはどんな場合か？

屋根が腐っており屋根に登るのが危険なため、屋根ふき材と上部構造部分をいっしょに取り壊す場合等が考えられる。具体的には個々の事例に則して個別に判断が必要となるので、都道府県等の窓口相談されたい。

Q 3 6 施行規則第2条第4項の、あらかじめ取り外さなければならない「木材と一体となった石膏ボードその他の建設資材(木材が廃棄物となったものの分別の支障となるものに限る)」について、石膏ボード以外にどのような建設資材が対象となるのか？また、あらかじめ取り外す必要のない、分別の支障とならないものとはどんなものか？

対象となり得る建設資材としては、石膏ボードの他、タイル、壁紙として用いられる塩化ビニル、窓枠として用いられる金属等が考えられる。

また、分別の支障とならないものについては、例えば、木質ボードと一体となっている石膏ボードのうち、木質ボードがその表面にあり、木材と混合廃棄物とならないように取り外すことが可能なものが考えられる。

Q 3 7 施行規則第2条第4項の「構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難い場合」(同条第3項ただし書の準用)とはどんな場合か？

石膏ボード等の建設資材と木材が完全に一体となっていて分別することが不可能な場合等が考えられる。具体的には個々の事例に則して個別に判断が必要となるので、都道府県等の窓口相談されたい。

Q 3 8 施行規則第2条第7項の「建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難い場合」(同条第3項ただし書の準用)とはどんな場合か？

トタン屋根で、手作業により取り外しができないため取り外しに機械を使用する場合などが考えられる。具体的には個々の事例に則して個別に判断が必要となるので、都道府県等の窓口相談されたい。

Q 3 9 解体する建築物内に家具や家電製品などの残存物品が残されている場合はどのようにすればよいのか？

家具や家電製品については、工事の発注者が、その排出者として事前に処分しておくべきものである。このため、事前調査の段階で残存物品の有無の調査を行うこととなっており、残存物品が建築物内に残されている場合には、発注者に対して事前に撤去するよう依頼しなければならない。また、この場合には、事前措置の段階で残存物品が搬出されたかどうか確認することが必要である。

(対象建設工事の規模に関する基準)

Q 4 0 床面積の定義は？

建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積である。

Q 4 1 屋根のみを解体、壁のみを解体する場合などの床面積の算定方法は？

屋根のみの解体工事については、屋根の直下の階の床面積とする。柱・壁など床面積の概念がないものは、床面積をゼロとしてもよい。

Q 4 2 建設工事の規模に関する基準のうち、請負金額で規模が定められているもの（建築物以外の工作物の工事、建築物の修繕・模様替等工事）は税込か税抜きか？

税込である。

Q 4 3 建設工事の規模に関する基準のうち、請負金額で規模が定められている工事で、発注者が材料を支給し、施工者とは設置手間のみの契約を締結した場合、請負金額をどのように判断すればよいのか？

建設業法施行令第1条の2第3項に準じ、発注者が支給する材料の金額（市場価格等）を請負金額に加算した金額で対象建設工事であるかどうかを判断する。

建設業法施行令第1条の2第3項

注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送賃を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを第1項の請負代金の額とする。

Q 4 4 施行令第2条第2項の正当な理由とはどのような場合を指すのか？

例えば、住宅を建てかえる際に仮移転先がない等のために、住宅を半分壊してそこに新しい家を建て、新しい家に移ってから残りを壊す場合や、分譲住宅を1棟売れる毎に次の1棟を新築する場合などが考えられる。具体的には個々の事例に則して個別に判断が必要となるので、都道府県等の窓口相談されたい。

第10条、第11条共通

Q 4 5 複数の届出先にまたがる工事の場合、どこに届出・通知すればいいのか？

必要な届出・通知先全てに提出する必要がある。ただし、宛先は同一であるが窓口が異なるもの（都道府県知事宛に提出するもので土木事務所や市町村経由などで窓口が複数にまたがっているもの）については、代表する窓口に提出すればよい。

（具体例）

工事の内容	提出先
A 県と B 県の県境を流れる河川に架かる橋の工事	A 県と B 県の双方に提出
A 県内の B 市（特定行政庁）と C 市（特定行政庁でない）にまたがる道路工事	A 県と B 市の双方に提出
A 県内の B 市（書類の宛先は A 県知事で提出先は C 土木事務所）と D 市（書類の宛先は A 県知事で提出先は E 土木事務所）にまたがる道路工事	C 土木事務所か E 土木事務所のいずれかに提出

Q 4 6 届出や通知は代理人が行ってもよいのか？

行政書士は代行・代理を業として行うことができる。また建築士は建築物についての代行・代理を業として行うことができる。

なお、上記に該当しない受注者等は、業として行わないのであれば、代理、代行を行うことは可能である。

Q 4 7 代理人が届出や通知を行う場合は委任状は必要か？

都道府県、市区町村ごとに取扱いが異なるので、届出窓口を確認されたい。

Q 4 8 届出や通知をしたあと工事が中止になった場合などはどのようにすればいいのか？

届出あるいは通知をした先に、工事が中止になった旨連絡すればよい。具体的には都道府県等の窓口を確認されたい。

Q 4 9 対象建設工事でなかった工事が、変更等により対象建設工事となった場合はどうすればいいのか？

工事の規模が建設工事の規模に関する基準以上となることがわかった時点、あるいは特定建設資材の使用が判明した時点で速やかに届出を行う必要がある。なおこの場合、工事を一時中止する必要はない。

第 10 条関係

(対象建設工事の届出)

Q 5 0 対象建設工事の工事の契約前に届出を提出してもいいのか？

届出書には、対象建設工事の元請業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名を記載することとなっているが、契約を締結していない段階では元請業者は存在しないので、元請業者について記載することができない。このため、工事の契約前に届出書を提出することができない。

Q 5 1 届出は工事着手の 7 日前までとあるが、工事着手とはどの時点をさすのか？

実際に現場で新築・解体等の工事を始める日（新築・解体等の工事のための仮設が必要な場合は仮設工事を始める日）である。現場での除草などの準備工事については、工事着手に含まなくてもよい。また、工事着手の日は契約書に記載されている工期通りでなくても差し支えない。

Q 5 2 デベロッパーが施主から頼まれて工事を依頼され、業務委託契約あるいは工事請負契約を締結し、実際の工事はデベロッパーがゼネコンに発注した場合、届出は誰が行うのか？

施主が発注者として届出を行う必要がある。

(届出書類)

Q 5 3 建築物の解体工事と新築工事を同時に行うような場合には、どの様式を提出すればよいのか？

解体工事（様式第一号の表紙と別表 1）と、新築工事（様式第一号の表紙と別表 2）とを分けて提出してもよいし、一括して（様式第一号の表紙と別表 1 及び別表 2）提出してもよい。

Q 5 4 工事完了予定日とはどの時点をさすのか？

本体工事が完了する予定日。後片付け等については含まなくてもよい。なお、複数の工事を一括して提出する場合は、一番最後の工事の完了予定日。

Q 5 5 様式第一号の別表 1 及び別表 3 中の「建設資材の量の見込み」及び別表 1～3 中の「廃棄物発生見込量」の数量について、どのように記載すればよいのか？

別表 1 の「建築物に用いられた建設資材の量の見込み」と別表 3 の「工作物に用いられた建設資材の量の見込み（解体工事のみ）」については、特定建設資材だけではなく全ての建設資材の見込み数量を記入すればよい。また、別表 1～3 中の「廃棄物発生見込量」については、特定建設資材廃棄物（端材等を含む。）の発生量の見込み数量を記入すればよい。

Q 5 6 届出に添付する設計図又は現状を示す明瞭な写真はどのようなものが必要か？

審査の際にどのような建築物や建築物以外の工作物を新築・解体しようとしているのか、理解を助けるために提出を求めているので、建築物等の全体がわかるもの（平面図、立面図や全景写真）であればよい。

（変更命令）

Q 5 7 届出に対して変更命令がない場合は、連絡をもらえるのか？

変更命令がないという連絡は行わない。届出の受理から 7 日以内に変更命令がない場合は、変更命令はないものと理解していただいてよい。

Q 5 8 変更命令を受けた場合、その後の手続はどうなるのか？

法第 10 条第 3 項に基づき分別解体等の計画の変更命令を受けた場合は、命令に従い計画を変更の上、工事着手の 7 日前までに法第 10 条第 2 項に基づく変更届出を行う必要がある。

（変更届出）

Q 5 9 どのような場合に変更届出を行うのか？

分別解体省令第 3 条に定める項目について変更を行う場合は変更届出が必要である。

Q 6 0 工事着手後に廃棄物の発生量が変わった場合でも変更届出が必要か？

変更届出は、工事着手前に限って該当項目に変更がある場合に提出するものである。よって工事着手後は変更届出を提出する必要はないが、法第 9 条第 1 項の分別解体等の実施義務、法第 9 条第 2 項の主務省令で定める基準などは当然適用されており、必要に応じて随時分別解体等の計画を変更しながら、適正に分別解体等を実施する必要がある。

Q 6 1 工事着手後、同一契約上で新たに対象建設工事が増えた場合、変更届出を提出すればよいのか？

新たに対象となった工事の場所や種類によって個別に判断を行う。同一の場所や一連の工事とみなせる場合は必要ないが、工事の場所や種類に追加や変更が生じた場合など、工事の前提条件が変わったときは、変更届出ではなく、改めて届出を提出する必要がある。

（その他）

Q 6 2 建設リサイクル法に定められた事前届出を行えば、建築基準法で定められている除却届は提出しなくてもよいのか？

建築基準法で提出が義務付けられている除却届は、これまで通り提出する必要がある。

建築基準法

(届出及び統計)

第十五条 建築主が建築物を建築しようとする場合又は建築物の除却の工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合においては、これらの者は、建築主事を経由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該建築物又は当該工事に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内である場合においては、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の建築物の建築又は除却が第一号の耐震改修又は第二号の建替えに該当する場合における同項の届出は、それぞれ、当該各号に規定する所管行政庁が都道府県知事であるときは直接当該都道府県知事に対し、市町村の長であるときは当該市町村の長を経由して行わなければならない。

一 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第八条第一項の規定により建築物の耐震改修（増築又は改築に限る。）の計画の認定を同法第二条第三項の所管行政庁に申請する場合の当該耐震改修

二 密集市街地整備法第四条第一項の規定により建替計画の認定を同項の所管行政庁に申請する場合の当該建替え

3 市町村の長は、当該市町村の区域内における建築物が火災、震災、水災、風災その他の災害により滅失し、又は損壊した場合においては、都道府県知事に報告しなければならない。ただし、当該滅失した建築物又は損壊した建築物の損壊した部分の床面積の合計が十平方メートル以内である場合においては、この限りでない。

4 都道府県知事は、前三項の規定による届出及び報告に基づき、建築統計を作成し、これを国土交通大臣に送付し、かつ、関係書類を国土交通省令で定める期間保管しなければならない。

5 前各項の規定による届出、報告並びに建築統計の作成及び送付の手続は、国土交通省令で定める。

第 11 条関係

Q 6 3 法第 11 条に基づく通知はいつすればいいのか？

「あらかじめその旨通知」すればよいこととされており、工事着手前であれば時期は問わない。

Q 6 4 通知の様式は定められているのか？

定められていない（国土交通省の直轄工事については別途様式を通知済み）。ただし最低限でも、

- ・ 工事の種類
- ・ 工事の場所
- ・ 発注者
- ・ 受注者
- ・ 工期

については通知すべきである。

Q 6 5 通知は公文書で行う必要があるのか？

「国の機関又は地方公共団体」として通知するものであるから、当然公文書として決裁・押印のうえ公文書での通知が必要である（ただし、地方公共団体の規則などで押印が省略できる場合は省略してもよい）。

Q 6 6 国の機関又は地方公共団体が行う工事は、通知のほかに届出は必要か？

通知のみすればよい。届出は必要ない。

Q 6 7 公共工事は変更の通知は必要なのか？

法第 11 条には、法第 10 条第 1 項の規定により「届出を要する行為をしようとするときは」「その旨を通知する」とされており、行為をする旨の通知で足りるため、変更通知は必要ない。

Q 6 8 公団などについては届出が必要か？

以下の公団等については、届出に代えて通知で足りることとなっている。

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| ・ 日本下水道事業団 | ・ 独立行政法人都市再生機構 |
| ・ 独立行政法人水資源機構 | ・ 国立大学法人 |
| ・ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 | ・ 独立行政法人国立高等専門学校機構 |
| ・ 地方住宅供給公社 | ・ 独立行政法人国立病院機構 |
| ・ 地方道路公社 | |

（平成 22 年 9 月現在）

Q 6 9 地方自治法第 1 条の 3 第 3 項に規定する特別地方公共団体は届出が必要か？

特別地方公共団体（組合、財産区、地方開発事業団など）は第 11 条の通知をすれば足りる。

Q 7 0 独立行政法人は届出が必要か？

Q 6 7 において通知でよいとされている独立行政法人以外は、届出が必要である。

第 12 条関係

（事前説明）

Q 7 1 法第 12 条に基づく説明はいつすればいいのか？

法第 12 条第 1 項では「対象建設工事を発注しようとする者」に対し、「直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者」から説明することとなっており、契約前に説明することが求められている。

Q 7 2 事前説明の様式は定められているのか？

定められていない。

- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- ・ 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- ・ 工事着手の時期及び工程の概要
- ・ 分別解体等の計画
- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込みについて事前説明を行えばよい。なお、法第 10 条の届出様式には、これらの項目が網羅されているので、これを用いて事前説明を行ってもよい。

Q 7 3 公共工事については、いつ、どのような形で事前説明をすればいいのか？

公共工事についても、入札等により受注者が決定した後、契約前に発注者に対して文書で説明を行う必要がある。また、説明内容については、法第 12 条第 1 項で定められた内容について説明することが必要である。

（下請負人への告知）

Q 7 4 下請負人に告知するとあるが、告知の方法は決まっているのか？

口頭によって行っても構わないし文書によって行っても構わないが、届出書の写しを交付して説明することが望ましい。

Q 7 5 国や地方公共団体が発注する工事の場合、下請負人へは何を告知すればいいのか？

法第 11 条に基づいて発注者が都道府県知事に対して通知した内容を告知すればよい。

Q 7 6 下請契約において、下請負人が労務のみ提供する場合は、告知は必要か？

労務のみ提供する場合も告知は必要である。

第 13 条関係

（書面の様式）

Q 7 7 契約書面の様式は定められているのか？

定められていない。建設業法第 19 条第 1 項で定められている事項及び以下の事項が記載されていればよい。

- ・ 分別解体等の方法
- ・ 解体工事に要する費用
- ・ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ・ 再資源化等に要する費用

(書面の記載内容)

Q 7 8 契約書面における「分別解体等の方法」には何を記載すればいいのか？

施行規則第2条第2項第4号に掲げる分別解体等の方法を記載すればよい。具体的には工程ごとに「手作業」なのか「手作業及び機械による作業」なのかを記載すればよい。

例：

(建築物の解体工事の場合)

工程	作業内容	分別解体等の方法
①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
⑤その他 ()	その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

(建築物の新築工事等の場合)

工程	作業内容	分別解体等の方法
①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

(建築物以外の工作物)

工程	作業内容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 □有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 □有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 □有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

Q 7 9 新築工事や修繕・模様替等工事についても、契約書面における「分別解体等の方法」の記載が必要か？

必要である。

Q 8 0 契約書面における「解体工事に要する費用」には何を記載すればいいのか？

当該工事のうち解体工事に要する費用について、発注者と受注者が合意した金額を記載すればよい（当然当該工事を適正に実施するために必要な金額であることが前提）。なお、解体工事に要する費用の範囲（直接工事費のみか間接費も含めるのか等）についても、発注者と受注者間でその範囲について合意していれば、特段の定めはない。

なお国土交通省の直轄工事については、解体工事に要する費用の直接工事費（税抜き）について、受注者から申し出があった金額について発注者と協議の上、協議が整った金額を記載することとしている。

Q 8 1 契約書面における「再資源化等をするための施設の名称及び所在地」には全ての建設資材廃棄物について記載が必要か？

法の趣旨を踏まえると、特定建設資材について記載すれば十分であると考えている。なお、特定建設資材廃棄物ごとに搬入先が異なる場合は、全ての施設の名称及び所在地を記載する必要がある。

Q 8 2 契約書面における「再資源化等に要する費用」には何を記載すればいいのか？

当該工事のうち再資源化等に要する費用について、発注者と受注者が合意した金額を記載すればよい（当然当該再資源化等を適正に実施するために運搬費や受入費など必要な金

額であることが前提)。なお、再資源化等に要する費用の範囲(直接工事費のみか間接費も含めるのか等)についても、発注者と受注者間でその範囲について合意していれば、特段の定めはない。

なお、国土交通省の直轄工事については、再資源化等に要する費用の直接工事費(税抜き)について、受注者から申し出があった金額について発注者と協議の上、協議が整った金額を記載することとしている。

Q 8 3 元請業者が下請負人に分別解体等のみを請け負わせ、廃棄物の処理は別の業者に委託する場合等、下請負人との間の契約の内容に再資源化等が含まれない場合には、再資源化等に要する費用はどのように記載すればよいのか？

「該当なし」と記載すればよい。

Q 8 4 新築工事において、当初契約では端材の発生量がわからない等の理由で再資源化等に要する費用を見込んでいない場合は、再資源化等に要する費用はどのように記載すればよいのか？

ゼロと記載すればよい。ただし、実際の工事において端材が発生し、再資源化等を行った場合には変更契約が必要となる。

Q 8 5 工事を単価契約している場合、再資源化等をするための施設の名称及び所在地や再資源化等に要する費用はどのように記載すればよいのか？

再資源化等をするための施設の名称及び所在地は、考えられる箇所を記載すればよい。再資源化等に要する費用については、単価で見込んでいる場合にはその単価を記載すればよい。

Q 8 6 下請工事が特定建設資材を扱わない場合、契約書面に分別解体等の方法を記載する必要はあるか？

特定建設資材を扱わない下請工事は対象建設工事ではないので、契約書面にこれらの事項を記載する必要はない。

第 16 条関係

(再資源化等実施義務)

Q 8 7 特定建設資材廃棄物については、最終処分の方が経済的に有利な場合も再資源化等を行う必要があるのか？

特定建設資材廃棄物については、再資源化等を行うより最終処分を行った方が経済的に有利な場合についても、再資源化等を行わなければならない。

Q 8 8 再使用が可能な特定建設資材を現場で再使用することはできないのか？必ず特定建設資材廃棄物として再資源化等を行う必要があるのか？

現場で再利用できるものを特定建設資材として再使用する場合は特に問題はない。ただし特定建設資材廃棄物となったものについては、これをそのまま再使用することはできない。

Q 8 9 中間処理施設で破碎処理などを行う場合も再資源化に該当するのか？

再資源化の定義である、

- ・ 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為
- ・ 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為

が満足されているのであれば、再資源化に該当する。

Q 9 0 建設発生木材を破碎した後に単純焼却している施設に持ち込む場合は再資源化といえるのか？

破碎後に単純焼却しているのであれば、再資源化には該当しない。

（縮減）

Q 9 1 対象建設工事の実施に当たって建設発生木材を縮減してもよいのは、どのような場合か？

① 工事現場から 50km 以内に再資源化を行うための施設がない場合

工事現場から再資源化を行うための施設までの距離が半径 50km を超える場合。各工事現場が再資源化しなければならない場所であるか、縮減で足りる場所であるかについて不明の場合は、都道府県に問い合わせること。

② 工事現場から再資源化を行う施設まで道路が整備されていない場合

対象建設工事の現場付近から、建設発生木材の再資源化を行う施設まで、建設発生木材を運搬する道路が整備されていない場合（例えば離島の工事で船舶による輸送が必要な場合、山上の工事で索道、鋼索道による輸送が必要な場合等）において、かつ、建設発生木材の縮減をするために行う運搬費用が再資源化をするための運搬費用より低い場合。なお、このような場合は都道府県に相談すること。

Q 9 2 木材とパーティクルボードを使用する対象建設工事で、工事現場から 50km 以内の再資源化を行う施設では木材のみ受け入れている場合は、再資源化等義務はどのように考えればいいのか

木材関係については、個々の品目ごとに再資源化を行う施設で再資源化可能かどうかを調査し、可能なものについては再資源化を行う必要があるが、工事現場から 50km 以内の再

資源化を行う施設で受入を行っていないものについては縮減をすれば足りる。

このため、この場合においては、木材については再資源化義務があり、パーティクルボードについては縮減で足りる。

Q 9 3 対象建設工事の実施に当たって、木材の再資源化を行う施設があっても、建設発生木材を受け入れてない場合や、需給関係などの理由で受入を断られた場合はどうすればいいのか？

建設発生木材を受け入れていない場合や、需給関係などの理由で時期によって受入ができない場合は、各都道府県に問い合わせること。

(距離基準)

Q 9 4 中間処理を行ってから再資源化を行う場合、距離基準の 50km はどう考えればよいのか？

法第 2 条第 4 項に定める再資源化を行う施設までの距離が 50km ということである。つまり、中間処理施設で破碎を行った段階で、資材又は原材料として利用することができる状態か、熱を得ることができる状態であれば、中間処理施設までの距離をカウントすればよい。積み替え・保管施設を経由する場合等には、再資源化を行う施設までの距離をカウントする必要がある。

第 18 条関係

(書面の様式)

Q 9 5 法第 18 条の完了報告の様式は定められているのか？

定められていない。

- ・ 再資源化等が完了した年月日
- ・ 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 再資源化等に要した費用

が記載されていればよい。

(書面の記載内容)

Q 9 6 再資源化等が完了した日は、マニフェストに記載されている再資源化を行う施設における処分を終了した年月日と考えてよいのか？

差し支えない。

Q 9 7 再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用は、全ての廃棄物が対象となるのか？

法の趣旨を踏まえると、特定建設資材廃棄物について記載すればよい。なお、特定建設資材廃棄物ごとに搬入先が異なる場合は、全ての施設の名称及び所在地を記載する必要がある。

第 21 条関係

Q 9 8 建設業者（建設業法の許可をもつ業者）はどのような解体工事を請け負うことができるのか？

建設業者が請け負うことのできる解体工事の内容は以下のとおりである。

建設工事の種類	許可区分	建設工事の内容
土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事に解体工事が含まれる工事 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を解体する工事
建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事に解体工事が含まれる工事 総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事

注 1）他の許可を受けた工事の附帯工事として解体工事を行う場合は許可不要

注 2）工事全体の請負代金の額が 500 万円未満の工事（建築一式工事については、1,500 万円未満の工事又は延べ面積 150 m²未満の木造住宅工事）にあつては、いずれの建設工事も請け負うことが可能

建設業法第 2 条

この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表の上欄に掲げるものをいう。

別表（抜粋）

土木一式工事	土木工事業
建築一式工事	建築工事業
解体工事	解体工事業

建設業法告示（抜粋）

建設工事の種類	建設工事の内容
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む）
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む）
解体工事	工作物の解体等を行う工事

建設業法第3条

建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）を設けて営業をしようとする場合にあっては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあっては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

- 一 建設業を営もうとする者であつて、次号に掲げる者以外のもの
- 二 建設業を営もうとする者であつて、その営業にあたつて、その者が発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額（その工事に係る下請契約が二以上あるときは、下請代金の額の総額）が政令で定める金額以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの

2 前項の許可は、別表の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建設業に分けて与えるものとする。

（以下略）

建設業法施行令第1条の2

法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事は、工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあつては千五百万円に満たない工事又は延べ面積が百五十平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては五百万円に満たない工事とする。

Q99 解体工事業者はどのような解体工事を請け負うことができるのか？

解体工事業者が請け負うことのできる解体工事の内容は以下のとおりである。

解体工事の種類	解体工事業者が請け負うことのできる解体工事の範囲
工作物の解体を行う工事	工事全体の請負代金の額が 500 万円未満の工事
総合的な企画、指導、調整が必要な土木工作物を建設する工事の中に解体工事が含まれる工事	
総合的な企画、指導、調整が必要な土木工作物を解体する工事	
総合的な企画、指導、調整が必要な建築物を建設する工事の中に解体工事が含まれる工事	工事全体の請負代金の額が 1,500 万円未満の建築物の建設工事又は延べ面積が 150 m ² 未満の木造住宅建設工事
総合的な企画、指導、調整が必要な建築物を解体する工事	工事全体の請負代金の額が 1,500 万円未満の建築物の解体工事又は延べ面積が 150 m ² 未満の木造住宅解体工事

建設リサイクル法第 21 条

解体工事業を営もうとする者（建設業法別表の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第三条第一項の許可を受けた者を除く。）は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

Q 1 0 0 解体工事のうち、解体工事業者登録が必要なものはどのようなものか？

① 建築物

その施工にあたって法第 21 条による解体工事業者登録の必要な解体工事は、解体工事のうち、建築物を除却するために行うものである（建築物本体は床面積の減少するもの、その他のものについてはこれに準じた取扱いとする）。ただし、主たる他の工事の実施に伴う附帯工事として解体工事を行う場合は、登録は必要ない。

② 建築物以外の工作物

その施工にあたって法第 21 条による解体工事業者登録の必要な解体工事は、解体工事のうち、建築物以外の工作物を除却するために行うものである。ただし、主たる他の工事の実施に伴う附帯工事として解体工事を行う場合は、登録は必要ない。

（参考）解体工事の具体例

工事の内容	種類	対象建設工事	登録	理由
建築物の全部解体	解体	解体	必要	建築物の全部についてその機能を失わせるため届出も登録も必要
建築物の一部解体	解体	解体	必要	建築物の一部についてその機能を失わせるため届出も登録も必要
曳家	修繕・模様替等	修繕・模様替等	不要	構造耐力上主要な部分である基礎から上屋を分離するが、仮設によって支えられており、また曳家をしている間でも建築物として機能しているため修繕・模様替等として扱う
構造耐力上主要な壁の取り壊し	解体	床面積が算定できない場合には対象外	不要	壁は構造耐力上主要な部分に当たるが、壁の床面積が算定できない場合にはこれをゼロとしてもよい。この場合には対象建設工事とならないため届出は不要、また壁のみの取り壊しで建築物の除却を目的とするものでなければ、登録も不要
設備工事の附帯工事として壁にスリーブを抜く工事	解体	床面積が算定できない場合には対象外	不要	壁は構造耐力上主要な部分に当たるが、壁の床面積が算定できない場合にはこれをゼロとしてもよい。この場合には対象建設工事とならないため届出は不要、また附帯工事として行われるものであれば、登録も不要

設備工事の附帯工事として床版にスリーブを抜く工事	解体	解体	不要	床版は構造耐力上主要な部分に当たるため、それにスリーブを抜く工事は解体工事となるが、附帯工事として行われるものであれば、登録も不要
屋根ふき材の交換	修繕・模様替等	修繕・模様替等	不要	屋根ふき材は構造耐力上主要な部分に該当しないため
屋根ふき材の交換に当たり屋根版が腐っている等の理由により屋根版を交換しないと屋根ふき材の交換ができない場合	解体＋新築	解体＋新築	不要	屋根版は構造耐力上主要な部分に当たるため、その交換は解体工事＋新築工事となる、ただし屋根ふき材の交換の附帯工事として行われる場合は、登録は不要
屋根版の全部交換	解体＋新築	解体＋新築	必要	屋根版は構造耐力上主要な部分に当たるため、その交換は解体工事＋新築工事となる

（注）対象建設工事となるのは、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設工事の規模に関する基準以上のもの。

Q 1 0 1 解体工事については下請が施工し、元請は施工しない場合でも、元請は解体工事業者の登録は必要か？

解体工事（あるいは解体工事を含む工事）を受注する場合、元請・下請に係わらず、また解体工事に係る部分を実際に施工するかどうかに係わらず、土木、建築、解体の建設業許可か解体工事業者の登録が必要である。

Q 1 0 2 附帯工事として解体工事を行う場合は、解体工事業者の登録をしてなくてもよいのか？

附帯工事として解体工事を行う場合は、解体工事業者の登録は不要である。ただし、建設業法第 26 条の 2 第 2 項の規定を遵守する必要がある。

建設業法第 4 条

建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合においては、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事を請け負うことができる。

建設業法第 26 条の 2

土木工事業又は建築工事業を営む者は、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事（第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工するときは、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当

該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

2 建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工する場合においては、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

建設業法施行令第1条の2

法第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事は、工事一件の請負代金の額が五百万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、千五百万円）に満たない工事又は建築一式工事のうち延べ面積が百五十平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事とする。

2 前項の請負代金の額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額とする。ただし、正当な理由に基いて契約を分割したときは、この限りでない。

3 注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送賃を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを第一項の請負代金の額とする。

第22条関係

Q103 1つの解体工事業者に技術管理者が複数いる場合は、全て申請する必要があるのか？

全て申請するようにされたい。

第24条関係

Q104 解体工事登録について、廃棄物処理法の違反歴のあるものから申請があったが、登録拒否はできるのか？

建設リサイクル法の欠落要件に規定されていないため、登録拒否はできない。

第31条関係

Q105 技術管理者は兼任でもよいのか？

技術管理者の職務は解体工事の施工に従事する他の者の監督を行うことであり、これが可能であれば複数の工事現場を兼務することは差し支えない。

Q106 技術管理者は元請業者だけ設置すればよいのか？

元請業者又は下請負人が建設業者であれば、建設業法第26条に定める主任技術者又は監理技術者を設置しなければならない。また、元請業者又は下請負人が解体工事業者であれば、法第31条に定める技術管理者を設置しなければならない。

第 33 条関係

Q 1 0 7 標識は元請業者だけ掲示すればよいのか？

建設業者、解体工事業者は元請・下請に係わらず店舗又は営業所及び現場ごとに標識の掲示が必要である。

Q 1 0 8 対象建設工事に該当していなくても、標識は掲示しなければならないのか？

金額、規模によらず、解体工事を行う際は標識の掲示が必要である。

第 39 条関係

Q 1 0 9 この条文には「各下請負人が…再資源化を適切に行う」とあるが、廃棄物処理法では基本的に元請業者が排出事業者として廃棄物の処理を行わなければならないのではなかったのか？

廃棄物処理法上の排出事業者の考え方には何ら変わりはない。ここでは下請負人に対する元請業者の指導責任について規定しているだけである。

基本方針

Q 1 1 0 C C A 処理木材はどう処理すればいいのか？

C C A 処理木材については、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、C C A が注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべて C C A 処理木材として焼却又は埋立を適正に行う必要がある。

その他

Q 1 1 1 情報通信の技術を利用できるのは、手続のうちどれか？

法第 12 条の事項の説明及び法第 13 条の契約書面、法第 18 条の完了報告について、情報通信の技術を利用することができる。その他の行政機関等に係る届出等については、届出等をしようとする窓口相談されたい。

(R4.1 更新)